

## 福島県福祉サービス第三者評価結果表

### ①施設・事業所情報

名称：はなさと保育園		種別：保育所
代表者氏名：施設長 吾妻利雄		定員（利用人数）：90（103）名
所在地：郡山市富久山町久保田字郷花4番地13		
TEL：024-943-0574		ホームページ：
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 平成14年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：有限会社サングリーン		
職員数	常勤職員：19名	非常勤職員：4名
専門職員	（専門職の名称）	名
	保育士 16名	保育士 3名
	看護師 1名	
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	8室	屋外複合遊具、屋内遊具（サイバーホイール・ブロックモジュール）

### ②理念・基本方針

<p>《保育理念》 ひとりひとりを大切に、働く保護者の子育てを支援し、家庭と園とが一体となった保育</p> <p>《保育方針》 明るく人間性豊かな子供を育む</p> <p>《保育目標》 <b>（はなさとっこ）</b>  <b>は</b>きはき元気に挨拶  <b>な</b>ににでも興味を持つ  <b>さ</b>いごまで頑張る  <b>と</b>もだちと仲良く  <b>つ</b>よく丈夫な子  <b>こ</b>ころ優しい思いやりのある子</p>
--

### ③施設・事業所の特徴的な取組

<ul style="list-style-type: none"> <li>・当園は郡山食品工業団地内の一角にあります。</li> <li>・平成3年7月に食品団地で働く従業員のお子さんのために設置しましたが、地域からの強い要望があり、平成14年4月から認可保育所として現在に至っています。</li> <li>・当園と大町分園、中町はなさと保育園は、グループとして3園合同での入園、卒園式をはじめ、親子遠足、運動会、おゆうぎ会等を合同で開催し連携を深めています。</li> </ul>
---

- ・毎月の誕生会では保護者の方にも参加いただき、給食を一緒に食べ、保育園での昼食の美味しさを共有していただいています。
- ・地域との連携では、食品団地内の企業訪問や感謝状配布により、仕事に対する理解を図っています。
- ・又商店街や高齢者施設に訪問し鼓笛披露も実施しています。

#### ④第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年5月10日（契約日） ～ 平成30年3月16日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	0回（平成 年度）

#### ⑤第三者評価機関名

NPO 法人福島県福祉サービス振興会

#### ⑥総評

##### ◇特に評価の高い点

##### 1. 理念、基本方針を確立し保育課程に活かす取組について

理念、基本方針は職員が検討を加えて策定しており、入園時や保護者総会で保護者へ周知している。また保育目標「はなさとっこ」を園児も唱和するなど子ども自身が育ちの目標を自然と身につくよう工夫している。さらに理念を考慮した保育課程を本園、分園、小規模保育園の職員全体で検討し編成し実践に結びつけている。

##### 2. 子どもの育ちを大切にした組織運営への取り組みについて

園は事業所内保育園としてスタートしており、経営方針を相互扶助の精神においており、保育の質の向上を課題としている。それを実現するため職員がやりがいを持てる環境整備に努めている。クラス編成を年齢別保育とし、年長児クラス以外は複数担任制を取るなど人員体制を厚くし職員の配置に余裕を持たせ、子ども一人ひとりの育ちに職員が目向けられる体制を取っている。

##### 3. 子どもの成長発達を促す生活と遊びを豊かにする保育への取り組みについて

子どもの意見を取り入れた遊び等室内外で活動できるよう年齢に応じた環境の整備を行っている。また、園庭のドングリや松ぼっくりを使った工作遊び、野菜栽培や収穫などの自然体験を豊富に取り入れている。さらに、年長児クラスはお泊り体験、高齢者施設訪問、小学校訪問、設置主体である郡山食品工業団地加盟企業の職場訪問等幅広い体験を通じて遊びを豊かにする保育に取り組んでいる。

##### ◇改善を求められる点

##### 1. 目標管理に基づく職員の育成について

自己申告書で業務遂行や態度、子どもへの接し方などを自己評価して園長と面談し

て職員の育成を行っているが、園として期待する職員像を明確にしていない。

現在キャリアパス制度の導入に向けて研修を受け準備を進めているが、その中で職員が自分の将来像を描けるよう期待する職員像を明確にして職員の目標設定、進行管理、評価等目標管理に基づく職員育成に組織的に取り組むことが望まれる。

## 2. マニュアルの定期的な見直しについて

認可保育園になった時「はなさと保育園業務マニュアル」を整備しているが、マニュアルの中には、整備時から見直しをしていないものが見られる。制度や保育環境の変化に合わせ定期的に見直すことが望まれる。

また、「はなさと保育園業務マニュアル」と、「感染症予防・発生時の対応マニュアル・健康マニュアル」、「食中毒発生時対応マニュアル・給食作業手順」、その他のマニュアル等もそれぞれ作られ関係も不明なところが見られるので整理することが望まれる。なお、現在委員会は設けていないので、分野ごとに委員会を作り、その委員会を中心に、それぞれの業務マニュアルを定期的に見直す組織的な仕組みを作ることも望まれる。

## ⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

当園は、働く保護者の子育てを支援する目的で平成3年に共同事業所内保育園としてスタートし、その後平成14年4月から認可保育園となり、このたび初めて第三者評価を受審しました。

今回の受審にあたっては、園内研修として第三者評価について基本的意義や必要性を理解すべく外部講師をお招きし、基礎的勉強会をしたり、マニュアルや書類の整備を全職員が共同で取り組んだことで連帯感や使命感の醸成を図ることが出来ました。

加えて、当園手作りオリジナル教科書（手引書）が全職員に配布出来ましたことも職員の達成感に大いに役立ったものと思います。

今回の受審の中で良い評価をいただいた点につきましては、自分たちの保育が評価という形で認められたことが職員にとって大きな励みとなりました。

また、丁寧に助言、指導をいただきました調査員の方から、改善を求められた、分野別委員会の設置やマニュアルの定期的な見直しを図ってまいります。

今後も全職員で当園の設立の原点であります保育理念「ひとりひとりを大切に働く保護者の子育てを支援し、家庭と園が一体となった保育」を大切に、更なる保育の質の向上に努めるとともに、こども達や保護者の信頼に応える保育園を目指してまいります。

## ⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（45 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針を確立・周知している。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針を明文化し周知を図っている。	@・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念、基本方針は職員で考えて策定しており、保育園要覧などに明示するとともに保育園の玄関に掲示している。保護者にもオリエンテーションや父母総会に配布し説明している。職員は昼休憩時に唱和するとともに3歳以上の園児も保育目標を唱和している。保育計画や保育業務マニュアルも内容を踏まえたものとなっており実際の保育に反映している。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析している。	@・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は郡山市認可保育園所長会の会長を務めており郡山市の情報や園の待機児童数等を把握している。これまで、市の待機児童対策に応じて、いち早く大町分園、地域小規模中町保育園（未満児のみ）を開設するなど働く保護者の支援に努めている。また、毎月試算表で経営状況を確認し、運営委員会（年3回）で経営状況を報告している。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	@・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>当園は郡山食品工業団地協同組合が設置主体となり、事業所内保育園としてスタートしており、途中認可保育園になったが、収益を目的とするのではなく相互扶助の精神で経営している。保育の質の一層の向上を課題ととらえ、職員がやりがいを持って保育にあたるよう環境の整備に努めている。</p>		

#### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画を明確にしている。		

4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画を策定している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>運営委員会や取締役役員会で検討し、中・長期ビジョンを策定しており、これまで分園、地域小規模保育園を計画的に設置してきた。</p> <p>しかし、中・長期計画は運営主体の組合の計画に位置付けられているのではなさと保育園の中・長期計画として位置付けることが望まれる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画を策定している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>中・長期計画を踏まえ予算などに反映しているが、事業計画は平成29年度保育プラン、平成29年度保育課程、事業実施計画、行事カレンダーを入れたもので保育園全体を表す計画にはなっていない。年度の運営方針、事業内容、研修計画、年間行事、収入支出等を入れた具体的な計画を策定して欲しい。</p>		
I-3-(2) 事業計画を適切に策定している。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行い、職員が理解している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎年1月の職員勉強会で保育プラン、行事計画等今年度の反省を行い2月の勉強会で反省を踏まえ新年度の計画を職員全体で検討し作成している。4月の職員会議で説明し理解を図っている。</p> <p>なお、保育課程、保育プラン、年間行事を事業計画と位置付けているが、年度の運営方針、年度目標、事業なども含めて検討を行い策定することが望まれる。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知し、理解を促している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育プラン、行事計画などを保護者会役員会、総会に配布し予算・決算も含め説明し理解を促している。理念で園と家庭が一体となった保育を目指しており、運営方針など園の目指す方向について理解していただき協力していくためにも内容の充実が求められる。</p>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組を組織的・計画的に行っている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組を組織的に行い、機能している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自己評価を行い理念や基本方針を毎日唱和し、実際の保育に活かす取り組みを始めている。また、評価項目について午睡の時間を利用し毎日学習し、内容を深めて再度自己評価を行うなど気づきや課題を共有し職場全体で取り組んでいる。</p> <p>今後は、今回の第三者評価で気づいた課題について改善に取り組むとともに継続して質の向上に取り組むことに期待したい。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>今回の受審を契機に主任、副主任、クラスリーダーが中心となり自己評価で気づいた課題について職員同士で話し合う体制が出来てきている。今回自己評価で気づいた課題については出来るところから改善に着手している。</p>		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任を明確にしている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は毎月の職員会議で園の方針を職員に伝え理解に努めながら園の運営に当たっている。役割や責任を職務分担表で明らかにし職員に配布し周知している。園の方針などを保護者会で伝えるほか広報誌で保護者に伝えている。園長不在時は副主任に権限を委任、事務長が補佐する体制にあることが確認できた。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は郡山市社会福祉協議会などの役員を務めるほか行政からも法令改正などの情報を把握できているほか、社会保険労務士からの助言を受け、遵守すべき法令などを理解している。法改正があれば就業規則など園の規程の改正を行い職員会議で周知をしている。また、はなさと経理規程によりコンプライアンスに留意した利害関係との関係保持に努めている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップを発揮している。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>今回の第三者評価受審に当たり自己評価を話し合いに園長もオブザーバーとして入り内容を把握している。また、毎年園の自己チェック様式に基づき保育サービスの質について保育士が振り返りを行い、園長と個別に話し合っ課題の改善に取り組んでいる。</p> <p>今回の第三者評価を活かし、自己評価や第三者評価、自己チェックで気づいた課題に取り組み、保育サービスの向上に向けた組織的な取り組みに期待したい。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの育ちを大切にする方針を実現するため年齢別保育、年長児以外は複数担任性を取り人員体制を厚くしている。職員の配置に余裕を持たせ、急な休みも可能となり働きやすい</p>		

環境となっている。園長は毎月試算表で経営面を把握し健全経営に努め、運営委員会や理事会、郡山食品工業団地協同組合役員会で報告し保育園の理念や方針を尊重した方針決定に力を注いでいる。

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制を整備している。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画を確立し、取組を実施している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>認可基準を上回る人員配置計画により働きやすい職場づくりに努め、有資格者の採用を進めている。新規採用は実習生を受け入れるなど保育士養成校と連携しながら採用に活かしている。育休などによる代替職員の中途採用は、ハローワークや民間職業紹介所などに募集・採用をしている。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理を行っている。	a・㊟・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>人事考課は主任保育士、事務長、園長によって行っている。昇給、昇格は経験なども加味して行っている。職員の自己申告、面談を行い希望を把握し配置などに活かしている。</p> <p>しかし、期待する職員像や人事基準は明確でなく職員への周知もされていない。処遇改善Ⅱを取っており、キャリアパス研修を受講し、キャリアパス制度の案を検討中である。職員が自ら将来の姿が描けるよう早期導入に期待したい。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮している。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事務長が有給休暇や残業の状況を把握しており、社会保険労務士の助言を受け、労務管理を行っている。また、週休2日になるよう勤務割に配慮している。育休、介護休暇も遠慮なくとれる体制にあり、職場健診で健康状況を把握している。郡山市勤労者互助会に加入し、職員の掛け金も園が負担して、福利厚生に努めている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制を確立している。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・㊟・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自己チェック制度や園長との個別面談で職員の育成に取り組んでいるが期待する職員像や職員の目標管理に基づく育成が不明確である。現在、キャリアパス制度の導入の中で検討を始めており期待する職員像の明確化や職員一人ひとりの目標管理による育成への取り組みが行われることが望まれる。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し、教育・研修を実施している。	a・㊟・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>研修計画により郡山地区保育研究会の研修、民間機関で行う新人研修、クラスリーダーを</p>		

<p>キャリアパス研修に派遣している。研修結果は職場内研修として報告会を設けている。</p> <p>今後は、研修の効果をより高めるため研修計画に基本方針や人材育成の狙いなどを入れることが望まれる。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会を確保している。	@・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>新任職員は主任、副主任を中心にクラスリーダーが個別的に習熟度に応じたOJTを行い、育成している。毎年度研修受講状況を記録し、全職員が研修を受けられるよう外部の研修情報を周知している。また、土曜日の午後に全職員が参加できるようシフト外の職員には超過勤務手当をつけて計画的に内部研修を行っている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成を適切に行っている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	@・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>実習生受け入れマニュアル、カリキュラムを整備し、担当窓口を副主任として、養成校と調整を図りながら積極的に受け入れを行っている。プログラムも養成校の担当と相談して配慮をしている。職員に対しても実習の狙いや内容を周知して受け入れ準備をしている。</p>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組を行っている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開を行っている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホームページで保育所の理念や基本方針、保育内容を公表している。また、理念や基本方針、保育内容を記載している保育要覧を近隣の医院などに置いている。</p> <p>しかし、事業計画や事業報告、予算・決算など財務状況は職員や運営委員会、保護者など内部に公開するのみで外部には公開していない。苦情は例がなく公表はしていない。保育園は公共的な性格を持っており事業計画や財務状況も透明性の観点から公開することが望まれる。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組を行っている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>経理規程、事務取扱規程で園長、事務長の権限、責任が明示されている。経理面は監事の内部監査を受けるほか外部の会計事務所の指導・チェックを受けている。また、郡山市監査委員会、子ども育成課の監査を受け公正かつ透明性経営、運営に取り組んでいる。</p> <p>しかし、経理や事務のルールや役割と責任については規程などで確認できるが職員への周知がされていないので周知が望まれる。</p>		



## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係を適切に確保している。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>近くの高齢者施設を定期的に訪問し伝承遊びなどを通じ高齢者と交流を深めている。また園の設置主体である郡山食品工業団地協同組合加盟企業を訪問し、工場見学や働いている従業員と交流を通じ社会体験の機会を持つほか大町商店街の「大町笑・shou・商」のイベントで鼓笛を披露するなど地域に密着した交流が持たれている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・◎・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ボランティア受け入れマニュアルで受け入れの基本姿勢が定められ登録手続きなど明確にしている。養成校を通じての申し込みが大半で読み聞かせや保育体験など学生ボランティアを受け入れている。</p> <p>しかし、マニュアルの内容について周知が十分でなく、職場全体で受け入れていくためにも周知が望まれる。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携を確保している。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を適切に行っている。	a・◎・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>郡山市で作成した子育てに関する社会資源を網羅した「子育てハンドブック」を玄関に置き保護者がいつでもそれを受け取り利用できるになっている。小学校単位で幼保小連携協議会で子どもの育ちを長いスパンで情報共有し支援できている。また、気になる子どもに対しては市のカウンセリング事業を利用するなど関係機関と連携が行われている。</p> <p>しかし、職員間で社会資源などの情報共有が不十分として自己評価で課題に挙げているので事例検討やハンドブックの活用で共有が深まることに期待したい。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a・◎・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年3回地域の保護者や子どもに園庭やホールを開放している。また、毎月相談支援事業を受けており地域の保護者の育児支援を行っている。また、商店街のイベントで園児が鼓笛を披露するなど地域の活性化に協力している。</p> <p>今後、組合加盟事業所などで子育てニーズを把握し地域に密着した貢献などが望まれる。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動を行っている。	a・◎・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一般の親子に遊戯室や園庭の開放などを行っているが、園が食品工業団地の中にあるため地域との関わりが少ないとしている。今後、事業所に近い利点を活かし従業員の子育てニ-</p>		

ズを把握し、相談事業や講演会、障害児保育など活動の幅を広げていくことが望まれる。

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢を明示している。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一人ひとりを大切にする理念を職員が毎日唱和し、ミーティングの中で浸透を図っている。また「はなさと保育園業務マニュアル」に人権に配慮した言葉遣いや支援の方法なども詳細に入れられており保育業務に活かされている。保育提供に当たっての子どもを尊重した倫理綱領なども作成しており浸透を図っていくことが望まれる。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育を行っている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>虐待防止マニュアルが整備され機能している。また、「はなさと保育園業務マニュアル」でプライバシーに配慮した職員の言葉かけの事例、おむつや排泄時のプライバシーなど詳細に示され実際の保育に活かされている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）を適切に行っている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用希望者に保育要覧を配り園の保育内容を詳しく説明している。しかし、単独の保育園の要覧等を公共施設に置くことは難しい。現在、民間認可保育所連絡会で各保育所の理念や基本方針、保育情報を入れ施設要覧を作成中であり、それらを公共施設など関係する機関に置いて入所希望者が情報を気軽に入手出来るようになることが望まれる。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用開始時は保育内容を詳細に記入した重要事項説明書で説明を行い理解を得て署名捺印で同意をもらっている。また入園説明会を開催しはなさと保育園のしおりで保育内容の説明を行っている。また、配慮を要する保護者には別室でより丁寧に説明し理解を得る取り組みを行っている。保育の変更に当たっても個別計画に保護者の意向を反映し説明もしている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育所等の変更に当たっては郡山市の統一された様式に記入するとともに子どもの育ちの</p>		

<p>過程を記入した保育要録に準じた記録を添付し、転園先に送付するなど保育の継続性に配慮している。転園後の相談は主任保育士が相談窓口を担当しているが相談窓口や連絡先を記入した文書等を配布しておらず、ルール化したうえで周知することが望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者からの意見を取るため園内に意見箱を置くとともに保護者に行事後のアンケート調査も行い、その中で利用者満足に関する調査が行われている。また年5回ある保護者会及び保護者役員会には、園長・主任が参加し意見の把握に努めている。</p> <p>さらに、保護者懇談会や個別面談を行うほか、連絡帳や日々の送迎時に意見や要望を出せる環境を整えている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制を確保している。</p>		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>第三者委員は、元校長先生の2名に委嘱しており、苦情解決体制が整備され、保護者には入園時に、苦情等に関する相談窓口を記載した「はなさと保育園重要事項説明書」を配付している。玄関入口には意見箱・記入用紙が設置され、いつでも受け付けできるようにしている。</p> <p>意見や要望に対しては、保護者に個別面談によりフィードバックを行うとともに毎月の園(クラス)だよりや、年3~4回開催する第三者委員会で公表している。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園時に相談や意見はいつでも受け付けていることを保護者に周知している。相談しやすいように支援室として独立した部屋も確保されている。相談内容によって、園長・主任・担任・市役所等に対応を分担し、その手段として面談・電話・連絡帳の方法で対応している。</p> <p>「はなさと保育園重要事項説明書」で、“要望・苦情等に関する相談窓口”について、保護者に説明しているが、園として保護者との関係性を深め相談や意見をさらに述べやすい環境づくりをしたいと考えていることが確認でき、より良い保育を目指していることがうかがえた。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㊟・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「要望・苦情受付マニュアル」において、相談や意見を受けた際の、手順・対応等について定めている。</p> <p>送迎時の関わりや連絡帳に記載されている相談や意見についてはその場で回答できるのは迅速に対応している。要望等に対しては、職員打合せや職員会議等で話し合いを持ち、保育の質の向上に関わる取り組みをしている。またアンケートを実施した場合は、その結果を保</p>		

<p>護者におたよりを出して知らせている。</p> <p>しかし、マニュアルの中には作成された当時のままのものもあるので、定期的に見直すなど現状に合わせたものに変更していくことが望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組を行っている。</p>		
37	<p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制を構築している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事故報告書・ケガ報告書、ヒヤリハット報告書を備え、子どもの安全確保に努めている。「事故対応防止マニュアル」も整備し施設安全点検表で園内外や遊具などを毎日点検するほか、毎月安全チェック日を決め点検を徹底している。</p> <p>しかし、リスクマネジメントについては、クラスリーダー、主任、園長の責任のもと、必要に応じ、市役所（子ども育成課）等に報告する体制を取っているが、委員会を設置するには至っていない。今後委員会等リスクマネジメントを組織的に分析・検討を進める体制づくりが望まれる。</p>		
38	<p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>看護師が常勤しており子どもの健康管理をしている。郡山市より感染症予防に関する最新の情報や流行状況等が示されており、それを踏まえて流行する前には職員会議等で感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。保護者へは入園時に重要事項説明書の中に出席停止期間のある感染症一覧等を掲載し周知している。また、保護者への情報提供は玄関前のボードで発生状況を周知し、おたより等で注意喚起及び受診を促すなどの取り組みをしている。</p> <p>しかし、現在の「感染症予防・発生時の対応マニュアル・健康管理マニュアル」は、郡山市育成課からの指導に基づき変更された部分も追加で添付されているだけであり、定期的な見直しをしていないので現状に合わせたものに随時見直ししていくことが望まれる。</p>		
39	<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「火災避難訓練マニュアル」、「緊急対応マニュアル（災害・交通事故・不審者侵入）」の中の防災編・安全管理編等で細かく明記されている。建物も台風等の水害で避難できるように2階部分を増築し避難部屋を設けている。工業団地内の運動場も第二次避難場所として設定している。水や救急用品・毛布等備蓄している。消防計画に自衛消防隊の編成、緊急連絡網の作成、子ども、保護者及び職員の安否確認方法も設け周知している。消火器訓練・通報訓練も年2回実施している。</p> <p>今後は備蓄のリストを作成し管理していくことが望まれる。また、災害時における組織的な役割分担をより明確にし、一人ひとりに周知させることが望まれる。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法を確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法を文書化し保育を提供している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「はなさと保育園業務マニュアル」の中に標準的な実施方法（保育基本編・登降園時の対応編・園児のための環境整備編・乳幼児における留意点・給食編等）が細部にわたり文書化されている。また、「利用者のプライバシー保護に関する規程」も策定している。保育に当たっては、標準的な実施方法にもとづいて実施し、保育日誌、連絡帳などにより確認している。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みを確立している。	a・㊟・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「はなさと保育業務マニュアル」で保育の基本や登・降園時の対応、乳幼児における留意点、給食、衛生管理などが定められ業務の標準化に努めている。全職員の自己評価により保育の検証・見直しをPDCAサイクルによって検討が継続的に行われている。</p> <p>しかし、業務マニュアルは策定後時間が経過しており、見直しをすることが必要であり、保育環境の変化や新しい技術の導入なども踏まえ定期的な見直しが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画を策定している。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・㊟・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各クラス担任がアセスメントを実施し指導計画を策定している。個別計画を作成する際は子どもと保護者等のニーズ等を別面談を通し把握し個別計画を作成している。また、3歳未満児、3歳以上児の障害のある子、気になる子には郡山市のカウンセリング事業を受け入れ希望する保護者が専門家に直接相談できる機会を設けるほか、保育士が臨床心理士や医療機関などから助言を受け指導計画に反映している。</p> <p>この場合、職種の関係職員、必要に応じて保育園の関係者が参加して合議を行っているが実施に当たっては手順を文書化はしていないので文書化することが望まれる。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年間指導計画は四半期ごと、短期指導計画書は1か月ごと週ごとに担当保育士が自己評価し、定期的に指導計画の見直しをしている。年度末に全職員で「保育所保育指針に基づく自己チェックリスト100」を基に実施し、クラスの自己チェック評価表を作成し保育園全体の保育実践を自己評価して指導計画の見直しをしている。その話し合いの結果を次の指導計画に活かしている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録を適切に行っている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録を適切に行い、職員間で共有化している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

子ども・保護者の意向や支援内容・評価などが年間指導計画・月指導計画・週案・日誌・個別計画書に書式化されている。児童票には、子どもの発達状況や生活の様子、配慮事項などが記載されている。記入の仕方も差異が生じないように、「はなさと保育園業務マニュアル」の「文書連絡帳編他」に明文化されている。情報を共有するために、毎日行われる職員打ち合わせや職員会議や緊急会議を持っている。

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制を確立している。	㊟・b・c
----	----------------------------------	-------

<コメント>

「個人情報管理規程」が本年度作成され、記録は園長が管理責任者としてあたり保管している。保護者には保育上必要な個人情報の取り扱いについて、入園や進級の際に説明し同意書を提出してもらっている。職員には研修や会議等で周知するとともに注意喚起し遵守するように取り組んでいる。

## 第三者評価結果（保育所）

※すべての評価細目（20項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育理念である「ひとりひとりを大切に、働く保護者の子育てを支援し、家庭と園とが一体となった保育」を明記し、保育の方針や目標に基づき子どもの発達過程や地域の実態を考慮し、保育課程が編成されている。定期的に自己評価し、年度末に全職員で話し合い、さらに本園・分園・小規模保育園合同で話し合い保育課程を編成している。</p> <p>なお、主任からは児童憲章・児童の権利に関する条約についての理解に乏しいのでさらに勉強したいとの話があり、児童の最善の利益を追求する園の今後の取り組みに期待したい。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>通常の保育時は3歳未満児空間と3歳以上児空間に分けられ、年齢別保育を実施し、早朝・延長時間は異年齢児保育を取り入れていた。壁面には季節の子ども作品が飾られ、園児もその壁面を見て楽しんでいる様子が見られた。保育園の施設の安全チェックは施設安全点検表により毎日点検し、玩具の消毒も年齢に合わせて、毎日あるいは週1回消毒し、寝具も委託業者が定期的に交換する等、安全衛生管理にも取り組んでいる。</p> <p>しかし、定員が増えたことにより手狭になりクラス配置等を工夫しているが、生活にふさわしい場として子どもが心地よく過ごせるような各部屋の使い方や環境の改善が望まれる。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園時に保護者より子どもの発達や家庭の状況を提出してもらい、子育てアンケート、個別面談を実施し、それを保育の中で活かしている。さらに3歳未満児と障害のある子・気になる子の個別計画を作成し保育に反映している。「はなさと保育園業務マニュアル」の中で、子どもの人権に配慮した保育を行うため、言葉遣い・接し方について、望ましいやり方を具体的に例示している。</p>		

<p>「はなさと保育園業務マニュアル」に、せかす言葉や制止させる言葉の事例等も明記されているが、集団行動の際つい出てしまうことがあるとのことだったので職員の意識向上を更に図ってほしい。</p>			
A④	A-1-(2)-③	<p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>3歳未満児については、基本的な生活習慣を身につけることができるように取り組んでいる。3歳以上児については、自分でやりたいこと、言いたいことを言葉で表現し、友だちとのつながりをつくり自分でやろうとする気持ちを大切にし、子どもの発達状況に応じ生活習慣を身につけることの大切さについて理解できるように働きかけている。</p>			
A⑤	A-1-(2)-④	<p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもから出た意見を取り入れ活動し、室内外で主体的に活動できるよう、年齢に応じた環境を整備し保育にあたっている。園庭には松・どんぐりの木がありその実を使っての遊びや、畑では夏野菜・サツマイモの収穫等身近な自然に触れることができるよう工夫されている。</p> <p>さらに年長児は年間を通し、苺狩り・お泊り保育・ふれあい科学館見学・栗拾いピクニック・老人施設訪問・鼓笛披露・小学校訪問・団地内の工場訪問等、地域の人たちと接する機会や多くの社会体験が得られ、社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。</p>			
A⑥	A-1-(2)-⑤	<p>乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>クラス全体でスキンシップや言葉かけをし、子どもが不安で泣いている時にはより多く働きかけ、信頼関係を築いている。保育室の環境は長時間保育にも対応できるように子どもの動きや発達に合わせて整えている。連絡帳や送迎時に保護者との関わりを持ち家庭と園で情報を共有し、家庭との連携を密に保育に取り組んでいる。</p> <p>しかし、食事とおむつ交換の場所が同じ時があるとのことであり、さらに工夫して衛生面や環境面での工夫が望まれる。</p>			
A⑦	A-1-(2)-⑥	<p>3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設安全チェックや玩具の消毒を毎日行い安全衛生管理に努め、戸外に行った時は安全に配慮し、草花などに触れる機会に心がけている。子ども一人ひとりの育ちに合わせ個別計画を作成し、食事や衣服の着脱など基本的な生活習慣が身につくよう配慮し、その経過記録も日誌や児童票に記入している。毎日の打ち合わせで子どもの状態を職員間で共通理解し、日々の連絡帳や送迎時の関り・おたよりを通して家庭との連携を図っている。</p>			



<p>様々な年齢の子どもや、看護師など、保育士以外の大人との関わる機会を持ち発達成長につなげている。</p>		
A◎	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>3歳以上児も年齢に応じた養護と教育が一体的に展開されるような保育を実施している。お店屋さんごっこ・かるた会・なわとび大会等の行事に向けての活動や朝夕の自由遊びの時間・延長保育には異年齢児保育を取り入れ子ども同士が相互に認め合い、協力する保育環境づくりに取り組んでいる。運動会や夕涼み・はなさとまつり・鼓笛パレード・工場訪問・小学校訪問を実施し保育園の活動を伝える取り組みをしている。</p>		
A◎	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・◎・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市が実施しているカウンセリング事業を活用し、医療機関や専門機関からの相談や助言を受け、気になる子どもや障害のある子の個別計画を作成している。保護者へも個別懇談の際に子どもの保育に関する情報を提供し、カウンセリング事業を受ける際保護者からの希望を募り、職員も同伴しても良いかの確認を取り保護者と共通理解を深めていく工夫もしている。今後は、勉強会や研修会・講演会等への参加を更に充実して、障害のある子どもの保育についての知識や保育技術を得ていくことが望まれる。</p>		
A◎	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・◎・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>登園時の子どもの様子や保護者からの申し送りははじめ、園での様子などは降園時に保護者等に伝達し健康記録兼連絡簿に記載されている。これを活用することで職員間の引継ぎや保護者等とのスムーズな連携を図っている。毎日の職員打ち合わせにより他のクラスの状況も把握されるように保育園全体で取り組んでいる。</p> <p>しかし、延長保育実施の際は食事やおやつの提供もされているが、指導計画としての位置づけがされていない。長時間にわたる保育のため、連続性について配慮しているが、延長保育について指導計画としての位置づけまでには至っていないので、指導計画に入れることが望まれる。</p>		
A◎	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・◎・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>5歳児は5月の連休後から午睡なしで生活し就学に向けての保育を実施している。保護者には「小学校入学に向けて」「入学前の準備について」「5歳児ちょこっとチェック表」等を折に触れ配布し周知しているが、保護者に浸透しているか職員が不安を持っている。</p> <p>また、園長の責任のもとに職員が保育所児童保育要録を作成している。幼保小（幼稚園・保育所・小学校）合同研修には積極的に参加し、意見交換を行うとともに情報を職員に伝達するほか、会議等で報告し職員に周知を図っている。</p>		

<p>保護者から質問などがあまり聞かれないとのことであるが、小学校入学後の子どもの生活について、保護者が見通せるような働きかけに期待したい。</p>		
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
A⑨	<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「はなさと保育園業務マニュアル」を基に「健康管理保健計画」が作成されている。健康カードで毎月の発育測定や内科健診・歯科検診の結果を知らせたり、健康の記録に予防接種の接種状況など子どもの健康情報を保護者に記入してもらったり日々の連絡帳により子どもの健康状態を把握している。毎日の職員打ち合わせで子どもの情報を職員間で共有し、子どもの健康管理に取り組んでいる。</p> <p>なお、「はなさと保育園業務マニュアル」と、感染症予防、健康管理、乳幼児突然死症候群等についてのマニュアルがあり、マニュアル間の関係も分かりにくいので、整理しより分かりやすくすることが望まれる。</p>		
A⑨	<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>健康カードに結果を記録し保護者に配布し、異常がある際は通院について保護者に依頼文を出し、その結果も報告いただくようになっている。また、うがい・手洗い・歯みがき指導など保健に関する指導計画に反映させ保育が行われている。</p>		
A⑨	<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、 医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。食物アレルギーのある子どもについては、主治医に「食物アレルギー児に関する指示書」を記入してもらい、それを基に除去食を提供している。食事を提供する際は誤飲防止のため配膳トレイの色分けをしたり、ネームプレートを作成して、調理室で配膳して提供している。職員は研修や会議などにより知識を習得している。保護者にも入園時に説明し、「はなさと保育園重要事項説明書」にも明記して理解を図っている。</p>		
<p>A-1-(4) 食事</p>		
A⑨	<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育課程や年間指導計画にも食育をあげ、食事を楽しむことができるように工夫し取り組んでいる。個人差や食欲に応じて量を加減できるように、苦手なものは取り皿を準備したりお代わりで対応している。子どもが食について関心を深めるために野菜作りや苺狩り、クッキング、やきいもパーティー等を取り入れている。</p> <p>今後は、食器の材質や形（離乳食用のスプーン・陶器製の食器等）については、改善の余地があると考えており検討が望まれる。</p>		
A⑨	<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「離乳食のめやす表」や「離乳食予定と実施表・離乳食分離表」等により子どもの発育状</p>		

況や体調等を考慮した食事が提供され、担当が子どもの好きなもの苦手なものや食べる量などを把握している。また、旬の食材を取り入れ季節感のある献立になるよう配慮し、行事食やリクエストメニュー等を取り入れている。毎月職員会議に給食についての項目を設け話し合いを持ち調理員・栄養士に食事の様子は伝えている。「食中毒発生時対応マニュアル・給食作業手順」に基づき衛生管理が行われている。

なお、調理は委託しているため、調理員・栄養士等が食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞く機会がないので機会を設けるなど委託業者との連携を図ることが望まれる。

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑩	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>連絡帳や送迎時の関わりで家庭との日常的な情報交換が行われ、保育の意図や保育内容については、入園・進級時の説明や保育参観・個別懇談時等に保護者へ伝えている。保護者と子どもの成長を共有できるよう、子育てアンケートを行っている。保護者の要望等も含め懇談や相談の内容は児童票等に記録している。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑩	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>送迎時の関わりや連絡帳により保護者との信頼関係を築き、保護者からの相談には担任及び主任が応じ、記録はクラスのメモ帳や児童票等に記録し職員打ち合わせや職員会議で職員に周知している。保育士が情報を共有しながら保護者への声掛けや支援を行っている。</p>		
A⑩	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>排泄時や着替え・発育測定時に不自然な怪我やあざがないか確認し、虐待を未然に防ぐ取り組みをしている。</p> <p>しかし、「虐待防止マニュアル（保育所内虐待、家庭内虐待）」はあるが、簡単な手順等のマニュアルなので、「はなさと保育園業務マニュアル」の中の、人権を配慮した保育・児童虐待の資料綴り等を参考に園としてのマニュアルを完成させ、職員全員が虐待に対する理解と意識の向上に取り組むことが望まれる。</p>		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑩	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	◎・b・c

<コメント>

年間指導計画は四半期ごと、短期指導計画書は1か月ごと週ごとに、担当保育士が自己評価し、自らの保育実践を振り返っている。年度末に全職員で「保育所保育指針に基づく自己チェックリスト100」を基に実施し、クラスの自己チェック評価表を作成し保育園全体の保育実践の自己評価につなげるなど保育実践の改善や専門性の向上に努めている。